

平成28年3月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成28年3月17日(木) 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第29号 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について…………… 1</p> <p>議案第30号 新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について…………… 8</p> <p>議案第31号 新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について…………… 12</p> <p>議案第32号 新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部改正について…………… 15</p> <p>議案第33号 新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正について…………… 20</p> <p>議案第34号 新潟市西川学習館条例施行規則の一部改正について…………… 23</p> <p>議案第35号 事務局及び機関の長の人事について…………… 26</p> <p>議案第36号 教育財産の用途廃止について…………… 27</p> <p>議案第37号 教育財産の用途廃止について…………… 28</p> <p>議案第38号 市立高等学校等の人事管理について…………… 29</p> <p>議案第39号 第2期新潟市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱について…………… 30</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称)国際青少年センター・(仮称)芸術創造ファクトリー基本構想(案)に対するパブリックコメントの実施結果について…………… 1</li> <li>・ 指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について…………… 6</li> <li>・ 第31期社会教育委員会議建議議について…………… 7</li> <li>・ 「教科用図書検定申請期間中における閲覧等の問題」の調査結果について…………… 9</li> </ul>

第4 次回日程

4月定例会 平成28年 4月19日(火) 午後3時30分

5月定例会 平成28年 5月30日(月) 午後3時30分

第5 閉会

平成28年3月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

# 付議事件

## 議案第 29 号

### 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について

新潟市教育委員会組織規則の一部改正を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 28 年 3 月 17 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

### 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について

#### 1 改正理由

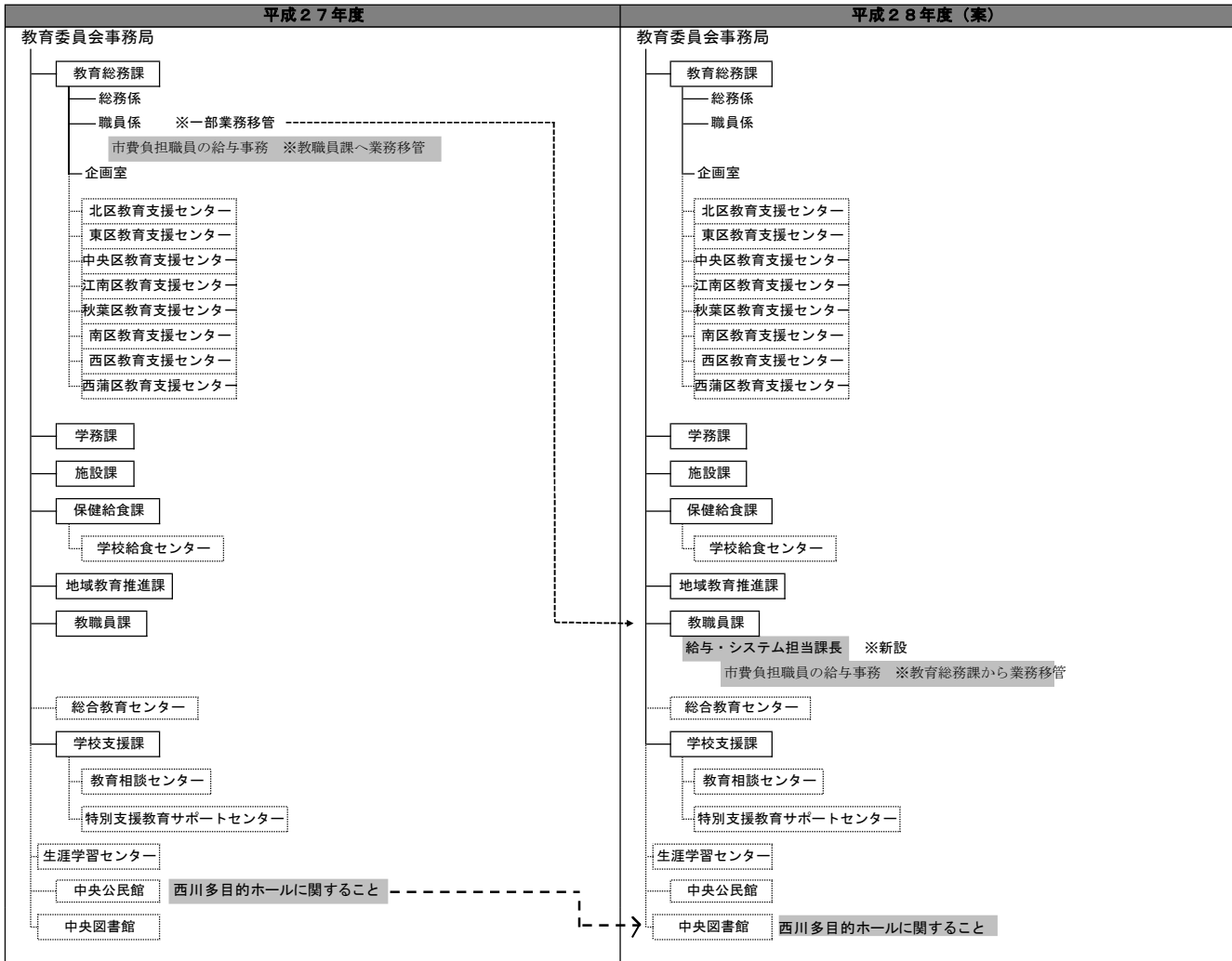
- (1) 平成 28 年度に予定される組織改正等に伴うもの  
教職員課に給与・システム担当課長を設置し、教育総務課の所管事務（給与・福利等）の一部を教職員課に移管する。
- (2) 西川多目的ホールの所管替を行う。  
西川多目的ホールを西川地区公民館と西川図書館で管理していたものを、西川図書館の一元管理に変更する。

#### 2 改正内容

- (1) 平成 28 年度に予定される組織改正等に伴うもの
  - ア 第 4 条教育総務課の項  
市費負担職員の給与・福利等に関する分掌事務の規定を削除し、その他の規定を整理する。
  - イ 第 4 条教職員課の項  
市費負担職員の給与・福利等に関する分掌事務を規定し、その他の規定を整理する。
  - ウ 第 21 条第 2 項  
教職員課に給与システム・担当課長を置くことができることとし、併せてその所掌事務を規定する。
- (2) 西川多目的ホールの所管替に伴うもの
  - ア 第 10 条及び第 12 条  
公民館の分掌事務から西川多目的ホールに関する規定を削除する。
  - イ 第 14 条及び第 14 条の 2  
図書館の分掌事務に西川多目的ホールに関する規定を規定し、その他の規定を整理する。

#### 3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日



新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条教育総務課の項第13号中「学校教育職員」を「法第37条第1項に規定する県費負担教職員及び市費負担教職員（教育職俸給表の適用を受ける者に限る。）」に改め、同項中第16号から第21号までを削り、第22号を第16号とし、第23号から第30号までを6号ずつ繰り上げ、同条教職員課の項第2号中「， 服務及び給与」を「及び服務」に改め、同項第4号中「採用選考」の次に「（学校事務職員及び学校栄養職員を除く。）」を加え、同項第9号中「教職員」の次に「及び職員」を加え、同項第10号中「教職員」の次に「及び職員」を加え、「（健康診断）」を「（教職員の健康診断）」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号の次に次の4号を加える。

- （14） 教職員及び職員の給与及び旅費に関する事。
- （15） 教職員及び職員の恩給，退職年金及び退職手当に関する事。
- （16） 教職員及び職員の雇用保険その他の諸保険に関する事。
- （17） 職員の被服貸与に関する事。

第10条第12号中「， 西川学習館， 西川多目的ホール」を「及び西川学習館」に改める。

第12条第7号中「及び西川多目的ホールの利用に関する事」を削る。

第14条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

- （16） 西川多目的ホールに関する事。

第14条の2第2号中「施設の維持管理」を「維持管理」に改め、同条第13号中「新津図書館」の次に「及び西川図書館」を加える。

第21条第2項の表に次のように加える。

教職員課	給与・システム担当課長	教職員及び職員の給与等に関する事項並びに県費負担教職員の権限移譲に関する事項（給与・福利厚生等、勤務条件の検討に関する事項に限る。）
------	-------------	--

第25条第2項中「学校教育職員」を「教職員」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日より施行する。



新潟市教育委員会組織規則(平成19年3月26日教育委員会規則第6号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第4条（略）</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(12)（略）</p> <p>(13) 教育委員会職員(<u>法第37条第1項に規定する県費負担教職員及び市費負担教職員(教育職俸給表の適用を受ける者に限る。)</u>を除く。以下「職員」という。)の任免，分限，懲戒及び服務に関すること。</p> <p>(14)～(15)（略）</p> <p><u>(16)</u> 教育施策の企画，総合調整に関すること。</p> <p><u>(17)</u> 教育ビジョンの進行管理に関すること。</p> <p><u>(18)</u> 教育広報紙その他広報広聴に関すること。</p> <p><u>(19)</u> 新潟市立学校適正配置審議会に関すること。</p> <p><u>(20)</u> 市立学校の適正配置に関すること。</p> <p><u>(21)</u> 通学区域に関すること。</p> <p><u>(22)</u> 教育支援センターの管理及び連絡調整に関すること。</p> <p><u>(23)</u> 総合教育会議の運営に関すること。</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第4条（略）</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(12)（略）</p> <p>(13) 教育委員会職員(<u>学校教育職員</u>を除く。以下「職員」という。)の任免，分限，懲戒及び服務に関すること。</p> <p>(14)～(15)（略）</p> <p><u>(16)</u> <u>職員の給与及び旅費に関すること。</u></p> <p><u>(17)</u> <u>職員の恩給，退職年金及び退職手当に関すること。</u></p> <p><u>(18)</u> <u>職員の公務災害補償に関すること。</u></p> <p><u>(19)</u> <u>職員の雇用保険その他の諸保険に関すること。</u></p> <p><u>(20)</u> <u>職員の被服貸与に関すること。</u></p> <p><u>(21)</u> <u>職員の福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>(22)</u> 教育施策の企画，総合調整に関すること。</p> <p><u>(23)</u> 教育ビジョンの進行管理に関すること。</p> <p><u>(24)</u> 教育広報紙その他広報広聴に関すること。</p> <p><u>(25)</u> 新潟市立学校適正配置審議会に関すること。</p> <p><u>(26)</u> 市立学校の適正配置に関すること。</p> <p><u>(27)</u> 通学区域に関すること。</p> <p><u>(28)</u> 教育支援センターの管理及び連絡調整に関すること。</p> <p><u>(29)</u> 総合教育会議の運営に関すること。</p>	

(24) 他の課及び機関の所管に属しないこと。

教職員課

- (1) (略)
- (2) 教職員の任免 及び服務 に関すること。
- (3) (略)
- (4) 教職員の採用選考 (学校事務職員及び学校栄養職員を除く。) に関すること。
- (5)～(8) (略)
- (9) 教職員 及び職員 の公務災害補償に関すること。
- (10) 教職員 及び職員 の福利厚生 (教職員の健康診断 を除く。) に関すること。
- (11)～(13) (略)
- (14) 教職員及び職員の給与及び旅費に関すること。
- (15) 教職員及び職員の恩給、退職年金及び退職手当に関すること。
- (16) 教職員及び職員の雇用保険その他の諸保険に関すること。
- (17) 職員の被服貸与に関すること。
- (18) 県費負担教職員に係る給与負担及び権限の移譲に関すること

(分掌事務)

第10条 (略)

- (1)～(11) (略)
- (12) 白根学習館 及び西川学習館 に関すること。
- (13)～(14) (略)

第12条 (略)

- (1)～(6) (略)
- (7) 西川学習館の維持管理に関すること (西川地区公民館に限る。)

(30) 他の課及び機関の所管に属しないこと。

教職員課

- (1) (略)
- (2) 教職員の任免, 服務及び給与 に関すること。
- (3) (略)
- (4) 教職員の採用選考に関すること
- (5)～(8) (略)
- (9) 教職員の公務災害補償に関すること。
- (10) 教職員の福利厚生 (健康診断 を除く。) に関すること。
- (11)～(13) (略)

(14) 県費負担教職員に係る給与負担及び権限の移譲に関すること

(分掌事務)

第10条 (略)

- (1)～(11) (略)
- (12) 白根学習館, 西川学習館, 西川多目的ホール に関すること。
- (13)～(14) (略)

第12条 (略)

- (1)～(6) (略)
- (7) 西川学習館の維持管理に関すること 及び西川多目的ホールの利用に関すること (西川地区公民館に限る。)

(8) (略)  
 (分掌事務)  
 第14条 (略)

(1)～(15) (略)

(16) 西川多目的ホールに関すること。

(17) 他の図書館の所管に属しないこと。

第14条の2 (略)

(1) (略)

(2) 西川多目的ホールの維持管理に関すること(西川図書館に限る。)

(3)～(12) (略)

(13) 使用料の徴収に関すること(新津図書館及び西川図書館に限る。)

第21条 (略)

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に定める担当課長を置くことができるものとし、同表の右欄に定める事項を所掌事務とするものとする。

組織	担当課長	所掌事務
教育総務課	教育政策担当課長	教育施策の企画，総合調整等に関する事項及び学校の適正配置等に関する事項
<u>教職員課</u>	<u>給与・システム担当課長</u>	<u>教職員及び職員の給与等に関する事項並びに県費負担教職員の権限移譲に関する事項(給与・福利厚生等，勤務条件の検討に関する事項に限る。)</u>

(8) (略)  
 (分掌事務)

第14条 (略)

(1)～(15) (略)

(16) 他の図書館の所管に属しないこと。

第14条の2 (略)

(1) (略)

(2) 西川多目的ホールの施設の維持管理に関すること(西川図書館に限る。)

(3)～(12) (略)

(13) 使用料の徴収に関すること(新津図書館に限る。)

第21条 (略)

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に定める担当課長を置くことができるものとし、同表の右欄に定める事項を所掌事務とするものとする。

組織	担当課長	所掌事務
教育総務課	教育政策担当課長	教育施策の企画，総合調整等に関する事項及び学校の適正配置等に関する事項

第25条 (略)

2 管理主事は、上司の命を受けて教職員の人事管理及び学校管理に関する事務に従事する。

第25条 (略)

2 管理主事は、上司の命を受けて学校教育職員の人事管理及び学校管理に関する事務に従事する。

## 議案第30号

### 新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正を、次のとおりとしたため議決を求める。

平成28年3月17日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

### 新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

#### 1 改正理由

##### (1) 法改正によるもの

ア 子ども子育て支援法の制定に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、第27条に幼保連携型認定保育園について、市長の求めに応じて意見の申出を行うことが新たに定められる。

イ 行政不服審査法の全面改正に伴い、不服申立てが審査請求に一元化される。

##### (2) 規定の見直しなどによるもの

教育長による委員会への報告の規定などをより適切な表現とし、また、教育長が代理する事務の修正漏れなどを改める。

#### 2 改正の内容

##### (1) 法改正によるもの

###### 第2条第1項第11号

幼保連携型認定こども園について、市長の求めに応じて意見の申出を行うことを規定する。

###### 第2条第1項第16号

「不服申し立て」の文言を「審査請求」に改める。

##### (2) 規定の見直しなどによるもの

###### 第1条

「以下「法」という。」を加える。

###### 第2条第1項第7号

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定を整理する。

###### 第2条第2項

「委員会から求められた事項」を加える。

###### 第3条第1号ア

教育長を削除する。

#### 3 施行日

平成28年4月1日

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和57年新潟市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項第7号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「法」に改め、同項中第19号を第20号とし、第18号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第15号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第14号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第10号の次に次の1号を加える。

（11） 幼保連携型認定こども園について、法第27条の規定に基づく市長からの求めに応じ、意見の申出をすること。

第2条第2項中「事項」の次に「又は委員会から求められた事項」を加える。

第3条第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟市教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和57年教育委員会規則第9号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>)第25条第1項の規定に基づき、新潟市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の一部を新潟市教育長(以下「教育長」という。)に委任すること等について定めるものとする。</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 法第26条の規定による委員会の点検及び評価に関すること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 幼保連携型認定こども園について、法第27条の規定に基づく市長の求めに応じ、意見の申出をすること。</u></p> <p><u>(12) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。</u></p> <p><u>(13) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。</u></p> <p><u>(14) 児童又は生徒の性行不良による出席停止を命じ、又は解除すること。</u></p> <p><u>(15) 委員会規則その他委員会の定める規程(以下「規則等」とい</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、新潟市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の一部を新潟市教育長(以下「教育長」という。)に委任すること等について定めるものとする。</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による委員会の点検及び評価に関すること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。</u></p> <p><u>(12) 学齢児童及び学齢生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。</u></p> <p><u>(13) 児童又は生徒の性行不良による出席停止を命じ、又は解除すること。</u></p> <p><u>(14) 委員会規則その他委員会の定める規程(以下「規則等」とい</u></p>	

う。)の制定及び改廃をすること。

(16) 訴訟又は審査請求に関すること。

(17) 陳情等をする事。

(18) 請願書及び陳情書等に対する回答の決定をすること。

(19) 市文化財の指定及び解除をすること。

(20) 前各号に掲げる事項のほか、特に重要又は異例に属する事務で、委員会の議を経る必要があると認められる事項

2 教育長は、前項の規定により委任された事務で重要又は異例に属すると認める事項又は委員会から求められた事項については、その事務の執行及び管理の状況を、遅滞なく、委員会に報告しなければならない。

(代理)

第3条 教育長は、次に掲げる事務を代理することができる。

(1) 職員(次に掲げる職に係る職員を除く。)の任免を行うこと。

ア 事務局の課長(これと同等の職を含む。)以上の職

イ 機関の長(課長以上の職に限る。)及び機関の課長(これと同等の職を含む。)以上の職

ウ 学校の校長及び幼稚園の園長

う。)の制定及び改廃をすること。

(15) 訴訟又は不服申立てに関すること。

(16) 陳情等をする事。

(17) 請願書及び陳情書等に対する回答の決定をすること。

(18) 市文化財の指定及び解除をすること。

(19) 前各号に掲げる事項のほか、特に重要又は異例に属する事務で、委員会の議を経る必要があると認められる事項

2 教育長は、前項の規定により委任された事務で重要又は異例に属すると認める事項については、その事務の執行及び管理の状況を、遅滞なく、委員会に報告しなければならない。

(代理)

第3条 教育長は、次に掲げる事務を代理することができる。

(1) 職員(次に掲げる職に係る職員を除く。)の任免を行うこと。

ア **教育長**

イ 事務局の課長(これと同等の職を含む。)以上の職

ウ 機関の長(課長以上の職に限る。)及び機関の課長(これと同等の職を含む。)以上の職

エ 学校の校長及び幼稚園の園長



議案第 31 号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正を、次のとおりとしたいため議決を求め  
る。

平成 28 年 3 月 17 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正理由

小学校及び中学校における修学旅行の実施手続きを簡素化し、学校事務の効率化を図る。

2 改正内容

第 9 条第 1 項

小学校及び中学校の修学旅行の宿泊可能となる対象学年及び宿泊可能日数を改める。

小学校 5 年生及び中学校 2 年生で、宿泊を要する修学旅行をする際に必要な教育委員会の承認を求める規定を削除する。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

小学校及び中学校の修学旅行は、日帰りとする。ただし、小学校第5学年、小学校第6学年、中学校第2学年及び中学校第3学年においては、2泊3日以内（ただし、小学校は、車中泊をしてはならない。）にすることができる。

第9条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日より施行する。

新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(修学旅行)</p> <p>第9条 <u>小学校及び中学校の修学旅行は、日帰りとする。ただし、小学校第5学年、小学校第6学年、中学校第2学年及び中学校第3学年においては、2泊3日以内（ただし、小学校は、車中泊をしてはならない。）にすることができる。</u></p> <p><u>2</u> 宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る。</p> <p><u>3</u> 校長は、修学旅行を実施する場合には、その計画を、日帰りの場合は実施期日の14日前までに、宿泊を伴う場合は実施期日の30日前までに委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(修学旅行)</p> <p>第9条 <u>修学旅行は、次の基準によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 小学校の修学旅行は、日帰りとする。ただし、第6学年においては、1泊2日(車中泊をしてはならない。)にすることができる。</u></p> <p><u>(2) 中学校の第1学年及び第2学年は、日帰りとし、第3学年は、2泊3日以内(車中泊を含む。)にすることができる。</u></p> <p><u>2 小学校第5学年又は中学校第2学年にあつては、あらかじめ委員会の承認を得て、第1項第1号及び第2号の規定による宿泊を要する修学旅行を行うことができる。</u></p> <p><u>3</u> 宿泊を要する修学旅行は、在学中1回に限る。</p> <p><u>4</u> 校長は、修学旅行を実施する場合には、その計画を、日帰りの場合は実施期日の14日前までに、宿泊を伴う場合は実施期日の30日前までに委員会に届け出なければならない。</p>	

## 議案第 3 2 号

### 新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部改正について

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部改正を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 1 7 日 提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

### 新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部改正について

#### 1 改正理由

生涯学習センターの利用予約の際は、電話等で予約し、紙媒体により利用許可申請書を提出していたが、パソコンや携帯電話等で施設予約が行える新潟市公共施設予約システムを導入する。

#### 2 改正内容

1 第 5 条の 2 を新たに規定する。

##### 第 1 項

公共施設予約システムにより利用許可申請及び利用の変更許可申請等を行う場合、申請書の提出を省略し、また、公共施設予約システムにより利用許可を受けた場合、利用許可証（利用変更許可証を含む）の提示を省略することを規定する。

##### 第 2 項

公共施設予約システムによる利用許可（利用変更許可を含む）申請を行う場合、公共予約システムで通知することを規定する。

2 別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号 「あて先」を「宛先」に改める。

#### 3 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則（平成16年新潟市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（公共施設予約システムによる利用の許可申請等の特例）

第5条の2 第2条、第3条及び第5条の規定については、新潟市公共予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共予約システム（以下「施設予約システム」という。）による利用の許可の申請及び利用の変更の許可の申請がなされた場合は、適用しない。

2 第4条の規定については、施設予約システムによる利用の許可の申請及び利用の変更の許可の申請をしたものには、施設予約システムにより通知するものとする。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則(平成16年教育委員会規則第14号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(利用の許可申請)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(利用の変更許可申請等)</p> <p>第3条（略）</p> <p>(許可証の交付)</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(許可証の提示)</p> <p>第5条（略）</p> <p><u>（公共施設予約システムによる利用の許可申請等の特例）</u></p> <p><u>第5条の2 第2条、第3条及び第5条の規定については、新潟市公共予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共予約システム（以下「施設予約システム」という。）による利用の許可の申請及び利用の変更の許可の申請がなされた場合は、適用しない。</u></p> <p><u>2 第4条の規定については、施設予約システムによる利用の許可の申請及び利用の変更の許可の申請をしたものには、施設予約システムにより通知するものとする。</u></p>	<p>(利用の許可申請)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(利用の変更許可申請等)</p> <p>第3条（略）</p> <p>(許可証の交付)</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(許可証の提示)</p> <p>第5条（略）</p>	

別記様式第1号(第2条関係)

新潟市生涯学習センター利用許可申請書				
		年	月	日
<b>(宛先)</b> 新潟市教育委員会				
住所(団体にあつては所在地)				
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)				
電話番号				
下記のとおり利用したいので申し込みます。				
利用目的		利用 人数	人	
利用日時	年 月 日	時 分	準備から 時 分 後片付けまで	
利用施設				
利用設備				
注 太線の枠内だけ記入してください。				
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。		処 理 欄	起 案 : 年 月 日	
			決 裁 : 年 月 日	
許 可 : 年 月 日				
許可番号 : 第 号				
納付額 : 円				
決 裁				

別記様式第1号(第2条関係)

新潟市生涯学習センター利用許可申請書				
		年	月	日
<b>(あて先)</b> 新潟市教育委員会				
住所(団体にあつては所在地)				
申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)				
電話番号				
下記のとおり利用したいので申し込みます。				
利用目的		利用 人数	人	
利用日時	年 月 日	時 分	準備から 時 分 後片付けまで	
利用施設				
利用設備				
注 太線の枠内だけ記入してください。				
上記のとおり許可してよろしいでしょうか。		処 理 欄	起 案 : 年 月 日	
			決 裁 : 年 月 日	
許 可 : 年 月 日				
許可番号 : 第 号				
納付額 : 円				
決 裁				

別記様式第2号(第3条関係)

新潟市生涯学習センター利用 変更許可申請書  
取止申出書

年 月 日

(宛先)新潟市教育委員会

住所(団体にあつては所在地)

申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり 変更したいので申請します。  
取り止めたいので申し出ます。

許可年月日・番号	年 月 日・許可番号 第 号 の変更・取止め	
変更・取止めの理由		
項目	変更前	変更後
利用年月日	年 月 日	年 月 日
利用時間	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
利用施設		
利用設備		

注1 太線の枠内だけ記入してください。  
2 変更・取止めのいずれかを○で囲んでください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。

決 裁	処 理 欄	起 案： 年 月 日
		決 裁： 年 月 日
		許 可： 年 月 日
		許可番号： 第 号

別記様式第2号(第3条関係)

新潟市生涯学習センター利用 変更許可申請書  
取止申出書

年 月 日

(あて先)新潟市教育委員会

住所(団体にあつては所在地)

申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり 変更したいので申請します。  
取り止めたいので申し出ます。

許可年月日・番号	年 月 日・許可番号 第 号 の変更・取止め	
変更・取止めの理由		
項目	変更前	変更後
利用年月日	年 月 日	年 月 日
利用時間	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
利用施設		
利用設備		

注1 太線の枠内だけ記入してください。  
2 変更・取止めのいずれかを○で囲んでください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。

決 裁	処 理 欄	起 案： 年 月 日
		決 裁： 年 月 日
		許 可： 年 月 日
		許可番号： 第 号



## 議案第 33 号

### 新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正について

新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 28 年 3 月 17 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

### 新潟市白根学習館条例施行規則の一部改正について

#### 1 改正理由

白根学習館の利用予約の際は、電話等で予約し、紙媒体により利用許可申請書を提出しているが、パソコンや携帯電話等で施設予約が行える新潟市公共施設予約システムを導入する。

#### 2 改正内容

第 5 条の 2 を新たに規定する。

##### 第 1 項

公共施設予約システムにより学習館（ルーム、食工房、プレイルーム、情報研修室、創作活動室及びスタジオに限る。）の利用許可申請及び利用の変更許可申請等を行う場合、申請書の提出を省略し、また、公共施設予約システムにより利用許可を受けた場合、利用許可証（利用変更許可証を含む）の提示を省略することを規定する。

##### 第 2 項

公共施設予約システムによる利用許可（利用変更許可を含む）申請を行う場合、公共予約システムで通知することを規定する。

#### 3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

新潟市白根学習館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市白根学習館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市白根学習館条例施行規則（平成16年新潟市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（公共施設予約システムによる利用の許可申請等の特例）

第5条の2 第2条，第3条及び第5条の規定については，新潟市公共予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共予約システム（以下「施設予約システム」という。）による白根学習館（条例第4条第2号及び第4号から第8号までの施設に限る。）の利用の許可の申請及び利用の変更の許可の申請がなされた場合は，適用しない。

2 第4条の規定については，施設予約システムによる利用の許可の申請及び利用の変更の許可の申請をしたものには，施設予約システムにより通知するものとする。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

新潟市白根学習館条例施行規則(平成16年教育委員会規則第23号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(利用の許可申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の変更許可申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(許可証の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可証の提示)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(公共施設予約システムによる利用の許可申請等の特例)</u></p> <p><u>第5条の2 第2条、第3条及び第5条の規定については、新潟市公共予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共予約システム（以下「施設予約システム」という。）による白根学習館（条例第4条第2号及び第4号から第8号までの施設に限る。）の利用の許可の申請及び利用の変更の許可の申請がなされた場合は、適用しない。</u></p> <p><u>2 第4条の規定については、施設予約システムによる利用の許可の申請及び利用の変更の許可の申請をしたものには、施設予約システムにより通知するものとする。</u></p>	<p>(利用の許可申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の変更許可申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(許可証の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可証の提示)</p> <p>第5条 (略)</p>	

## 議案第 34 号

### 新潟市西川学習館条例施行規則の一部改正について

新潟市西川学習館条例施行規則の一部改正を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 28 年 3 月 17 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

### 新潟市西川学習館条例施行規則の一部改正について

#### 1 改正理由

西川学習館の利用予約の際は、電話等で予約し、紙媒体により利用許可申請書を提出しているが、パソコンや携帯電話等で施設予約が行える新潟市公共施設予約システムを導入する。

#### 2 改正内容

第 5 条の 2 を新たに規定する。

##### 第 1 項

公共施設予約システムにより利用許可申請及び利用の変更許可申請等を行う場合、申請書の提出を省略し、また、公共施設予約システムにより利用許可を受けた場合、利用許可証（利用変更許可証を含む）の提示を省略することを規定する。

##### 第 2 項

公共施設予約システムによる利用許可（利用変更許可を含む）申請を行う場合、公共予約システムで通知することを規定する。

#### 3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

新潟市西川学習館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市西川学習館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市西川学習館条例施行規則（平成16年新潟市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（公共施設予約システムによる利用の許可申請等の特例）

第5条の2 第2条，第3条及び第5条の規定については，新潟市公共予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共予約システム（以下「施設予約システム」という。）による利用の許可の申請及び利用の変更の許可の申請がなされた場合は，適用しない。

2 第4条の規定については，施設予約システムによる利用の許可の申請及び利用の変更の許可の申請をしたものには，施設予約システムにより通知するものとする。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

新潟市西川学習館条例施行規則(平成16年教育委員会規則第26号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(利用の許可申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の変更許可申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(許可証の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可証の提示)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(公共施設予約システムによる利用の許可申請等の特例)</u></p> <p><u>第5条の2 第2条、第3条及び第5条の規定については、新潟市公共予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共予約システム(以下「施設予約システム」という。)による利用の許可の申請及び利用の変更の許可の申請がなされた場合は、適用しない。</u></p> <p><u>2 第4条の規定については、施設予約システムによる利用の許可の申請及び利用の変更の許可の申請をしたものには、施設予約システムにより通知するものとする。</u></p>	<p>(利用の許可申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の変更許可申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(許可証の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可証の提示)</p> <p>第5条</p>	

議案第 35 号

**事務局及び機関の長の人事について**

事務局及び機関の長の人事を、次のとおりとしたいため議決を求める。

平成 28 年 3 月 17 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

**事務局及び機関の長の人事について**

非公開での審議を予定しているため、詳細は審議時に関係者のみ配布いたします。

## 議案第 36 号

### 教育財産の用途廃止について

教育財産を用途廃止したいため、次のとおり議決を求める。

平成 28 年 3 月 17 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

### 教育財産の用途廃止について

#### 1 概要

平成 28 年 4 月 1 日に潟東東小学校、潟東西小学校及び潟東南小学校の 3 校が統合し、潟東小学校として開校する。校舎は、潟東南小学校の校舎にプレハブ校舎を増築し、暫定利用する。

統合後、使用しない潟東東小学校、潟東西小学校の土地及び建物について、平成 28 年 4 月 1 日付けで教育財産の用途を廃止する。

#### 2 用途廃止する教育財産

##### (1) 潟東東小学校

###### ア 土地

所在地 新潟市西蒲区井随 1 3 2 外

面積 21,653.00㎡

評価額 153,736,000円

###### イ 建物

所在地 新潟市西蒲区井随 1 3 2

面積 校舎及び体育館 延床面積 3,255.00㎡

評価額 393,876,000円

##### (2) 潟東西小学校

###### ア 土地

所在地 新潟市西蒲区横戸 1 3 5 外

面積 18,505.00㎡

評価額 133,236,000円

###### イ 建物

所在地 新潟市西蒲区横戸 1 3 5

面積 校舎及び体育館他 延床面積 3,418.84㎡

評価額 259,376,000円

#### 3 その他

用途廃止後の土地・建物は、市長部局で利活用を検討する。



## 議案第 37 号

### 教育財産の用途廃止について

教育財産を用途廃止したいため、次のとおり議決を求める。

平成 28 年 3 月 17 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

### 教育財産の用途廃止について

#### 1 概要

平成 28 年 4 月に岩室学校給食センターを廃止し、巻学校給食センターに統合することに伴い、使用しない岩室学校給食センターの土地及び建物について、平成 28 年 4 月 1 日付けで教育財産の用途を廃止する。

#### 2 用途廃止する教育財産

##### (1) 岩室学校給食センター

###### ア 土地

所在地 新潟市西蒲区和納字圀ノ内 4055-1

面積 1,609.00㎡

評価額 23,491,000円

###### イ 建物

所在地 新潟市西蒲区和納字圀ノ内 4055-1

面積 705.34㎡

評価額 71,596,000円

#### 3 その他

用途廃止後の土地・建物は、市長部局で利活用を検討する。

## 議案第 38 号

### 市立高等学校等の人事管理について

新潟市立万代高等学校，明鏡高等学校及び高志中等教育学校（後期課程）の人事管理等を，次のとおりとしたため議決を求める。

平成 28 年 3 月 17 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

### 市立高等学校等の人事管理等について

#### 1 対象者

新潟市立万代高等学校，明鏡高等学校及び高志中等教育学校（後期課程）の校長，教頭，教諭，養護教諭，実習助手

#### 2 内容

##### （1）人事異動・配置

- ・平成 29 年度初以降，市が異動・配置する。
- ・将来的に全ての校長，教頭，教諭，養護教諭，実習助手を市が異動・配置する。

##### （2）教員採用選考検査

- ・平成 28 年度以降，市が実施する。

##### （3）管理職選考検査

- ・平成 28 年度以降，市が実施する。

##### （4）教員研修

- ・市は，平成 29 年度以降採用した校長及び教員に対する全ての研修を行う。

#### 3 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

#### 4 その他

議決後，今年度末までに，2 の内容及び関連する事項について，県との協議書を締結する予定である。

議案第 39 号

第 2 期新潟市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱について

第 2 期新潟市いじめ防止対策等専門委員会委員を，次のとおりとしたいため議決を求め  
る。

平成 28 年 3 月 17 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

第 2 期新潟市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱について

委嘱するもの

第 2 期新潟市いじめ防止対策等専門委員名簿

任期 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

職 名	名 前	所 属
大学教員	いなだ たかし 稲田 隆司	新潟大学法学部教授
弁護士	こがねざわ としひろ 小金澤 俊裕	小金澤俊裕法律事務所
精神科医師	よこやま ともゆき 横山 知行	新潟大学教育学部教授
臨床心理士	たなか ゆきこ 田中 由紀子	元教育相談センター相談員

# 報 告

# (仮称) 国際青少年センター・(仮称) 芸術創造ファクトリー基本構想案 に対するパブリックコメントの実施結果について

地域教育推進課

「(仮称) 国際青少年センター・(仮称) 芸術創造ファクトリー基本構想」の策定にあたり、構想案について市民の意見を参考とするためパブリックコメントを実施した。その結果は下記のとおりで、施設の役割(2)の文言を追加修正した。

## 【パブリックコメントを実施した基本構想案の主な内容】

### 基本理念

市民と行政が一体となり、青少年健全育成と文化芸術活動にかかる様々なプログラムの展開と支援・交流のための施設を整備することにより、感性を磨き心豊かな子どもの育成及び次代を担うアーティスト・クリエイターの育成を図ります。

### 施設の役割

- (1) 家庭や学校とは異なる場所で、様々な活動を体験することにより、次代を担う「心豊かな子どもを育てる」ことを目的とした施設とします。
- (2) 国内外を問わず、アーティストやクリエイターの創作活動の支援及び青少年等との交流、本市独自の文化芸術の魅力発信を担います。
- (3) 市民交流及び市民力・地域力による青少年健全育成と文化芸術の創出を図ります。

## 【パブリックコメント提出意見の概要】

実施期間 平成27年12月28日(月) ～ 平成28年1月27日(水)  
提出意見 提出者(団体)2団体・意見数14件

## 【主な意見の概要】

芸術関係 14件	<ul style="list-style-type: none"><li>●若い作家が利用しやすい環境づくり</li><li>●創作環境設備、ギャラリー等の展示環境の整備</li><li>●新潟市美術館との連携</li><li>●芸術等の知識がある人材の配置</li><li>●10年経っても活用されるようなコンセプトの確立 など</li></ul>
施設全体 4件	<ul style="list-style-type: none"><li>●避難所の指定</li><li>●投票所の指定</li><li>●地域の集会所としての利用</li><li>●周辺道路の安全対策</li></ul>

【修正 1 件】

項 目	意見概要	修 正
施設の役割（2）	新潟市美術館と至近距離にあり、連動した企画展を少なくとも年1回以上開催すべき	国内外を問わず、アーティストやクリエイターの創作活動の支援及び青少年等との交流、 <b>市内文化施設等との連携を図り</b> 本市独自の文化芸術の魅力発信を担います。

(仮称) 国際青少年センター・(仮称) 芸術創造ファクトリー基本構想(案) に対する  
パブリックコメント意見概要及び市の考え方

No.	ページ	意見	意見への市の考え方	修正	修正箇所等
<b>【全 体】</b>					
1	P10	新しい施設を避難所として指定して欲しい。なお、緊急時の出入り口をもう一か所造って欲しい。	避難所指定については、施設の最終的な使われ方などをみて市担当部署で検討し指定をしていきます。また、緊急時の出入り口につきましては、近隣住宅を含めた周辺の地形等の状況や施設の安全管理を考慮しながら、整備する中で今後検討していきます。	なし	
2	P10	新しい施設を投票所として欲しい。	いただいたご意見は、この施設の理念や役割と直接関係がないため、基本構想(案)への追記、修正は無しとします。ご意見は、関係課と共有させていただきます。	なし	
3	P10	集会所として、申込みすれば利用出来る場所を提供して欲しい。	1階部分の「食堂・カフェ」、2階部分の「コミュニティースペース」については、地域及び市民の皆様が自由に利用できる場として考えております。なお、2階部分の「和室」「ワークショップスペース」等は申込みによる利用ができる部屋として検討しています。	なし	
4	—	周辺道路の安全対策をしっかりと取って欲しい。	いただいたご意見は、この施設の理念や役割と直接関係がないため、基本構想(案)への追記、修正は無しとします。ご意見は、関係課と共有させていただきます。	なし	

No.	ページ	意見	意見への市の考え方	修正	修正箇所等
【(仮称) 芸術創造ファクトリー】					
5	P 7	国内外はもとより、県内をはじめ新潟市在住や出身など、特に若い作家が利用しやすい環境づくりの推進 ① 安い利用料金(公民館並の使用料) ② 宿泊施設の完備(レジデンシャル方式) ③ 駐車場の整備(無料) ④ 市報・ホームページで活動状況のPR	① 利用料金は、他の公共施設等を参考に設定します。 ② 創作活動の場となる1階「工房・ギャラリー」は、簡易なレジデンシャルも想定しており、仮眠可能な休憩室に加えシャワー室を整備する予定です。 ③ 施設利用者の駐車場を整備します。駐車料金の有無は今後検討します。 ④ 施設情報については、様々な広報媒体を活用し、幅広く周知に努めます。	なし	
6	P 7	10年経っても活用されるコンセプトの確立(似たような施設は各地にあるが、大半は先細りしている。時代の変化に対応した柔軟な運営が必要である。そのため、3年ごとに利用状況の見直し、施設・料金体系などの再検討が必要と思う。)	社会動向や利用者ニーズを鑑み柔軟な運営を図ります。また、指定管理制度を導入した際はモニタリングを行い、適正かつ効果的な運営に努めます。	なし	
7	P11	ギャラリーを設置して、市民が定期的に来館されるようにする。(展示作家との交流促進・ワークショップの開催・歳時記にあったイベントの開催(版画による年賀状の教室・夏休みの絵画教室など))	基本構想にギャラリースペースを設けています。施設の工房で創作された作品の展示をはじめ、運用について検討します。	なし	
8	P11	体育館スペースも展示会場として利用できる機能を整備する。(移動可能なパネルの用意)	必要に応じ体育館も展示スペースになりうると考えます。なお、備品等については、リース等を含め検討します。	なし	
9	P11	新潟市内公民館の合同展が開催されなくて数年になるが、体育館スペースで開催し、市民参加のイベントとして定着したい。	上記のとおり体育館も展示スペースになりうると考えていますが、運用についてはご意見等をいただきながら対応します。	なし	



No.	ページ	意見	意見への市の考え方	修正	修正箇所
10	P 9	新潟市美術館と至近距離にあり、連動した企画展を少なくとも年 1 回以上は開催すべき。	新潟市美術館を含め、市内の文化施設等との連携を図り運営します。	あり	P9 の 4 施設の役割 において、市内文化施設等との連携を加えます。
11	P 11	打合せルームや美術講座用会場などフレキシブルな空間の設置。	ワークショップスペースや和室等で可能と考えます。	なし	
12	P 10・11	銅版画・石版画のためのプレス機の設置やコンピューターアートに対応した機器、アニメ・コミック系作品の制作環境設備など若手作家の利用しやすい施設にするべき。	機材・設備等の施設所有については、利用頻度等を考慮し、レンタルやリースを含め検討するとともに、利用者持ち込みも合わせた対応を考えています。	なし	
13	P 12	最重要な問題は、人材である。管理する・できる人は美術・工作の知識のある人材配置をお願いする。(せっかくの什器や設備の取扱いが雑で劣化する 경우가多々ある)	ご意見を踏まえ、適切な管理・運営手法を検討します。	なし	
14	—	オープニング催事として「にいがたアートサーカス」の展覧会の開催参加を希望する。	ご提案と受け止め、参考にさせていただくとともに、必要に応じ関係者との情報・意見交換を行います。	なし	

## 指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について

教職員課

非公開での報告を予定しており、資料は関係者のみ報告時に配布いたします。

# 新潟市の生涯

「ともに学び、育ち、創る」

## 新潟市教育ビジョン・基本構想

### 3つの基本目標の一つ

「生涯を通じて学び育つ、創造力と人間力あふれる新潟市民」

### 生涯学習の目指す方向

- ・ 公民館や図書館などの学びの場を核とした、絆づくりと活力あるコミュニティの形成
- ・ 現代的・社会的課題やライフステージなど一人一人の多様なニーズに応じた学習機会の充実
- ・ 学校での地域活動拠点づくりや職員の資質向上など、生涯学習・社会教育の推進を支える基盤整備

## 1. 第 31 期 社会教育委員会議による建議にあたって

### ○平成 28 年度～平成 31 年度の新潟市の生涯学習のあるべき姿を建議

- ・ 新潟市教育ビジョンの生涯学習に関する考え方をより実践的にするべく、新潟市の平成 28 年度～平成 31 年度の生涯学習のあるべき姿をとりまとめ、この度、建議として提出する。

### ○本建議での基本目標を「ともに学び、育ち、創る」に設定

- ・ 人と人とのつながり、地域とのつながりを大切にしながら、新潟市教育ビジョンとともに新潟市の生涯学習のあるべき姿を目指していきたいことから、本建議では、基本目標を「ともに学び、育ち、創る」とした。

## 2. 建議の構成

### 第 1 章 生涯学習・社会教育をめぐる現状

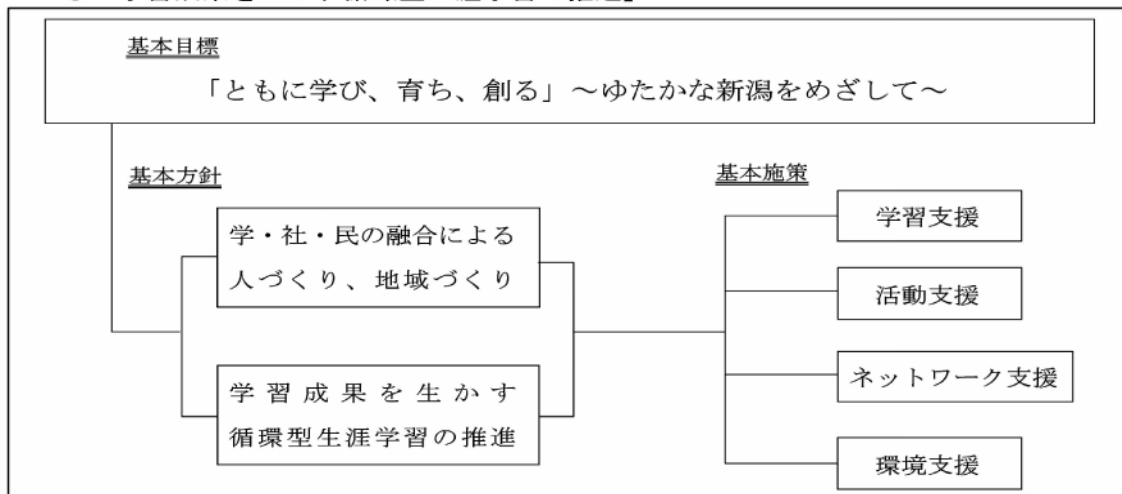
#### <概要> 新潟市の状況

- ・ 「にいがた市民大学」事業や、子育て学習出前講座の実施等家庭教育支援事業の推進
- ・ ボランティアバンク事業やボランティアとの共催事業の実施等、さまざまな主体との協働事業の推進
- ・ 学校が地域に開かれ地域とともに歩むことができるよう地域と学校パートナーシップ事業の推進
- ・ 若者支援センター「オール」を開設し、相談事業や居場所づくり事業等各種若者支援事業の実施
- ・ 公民館基本方針に基づく、公民館による各種事業の実施
- ・ 図書館の各区中心図書館などの施設整備が完了。レファレンスサービス等各種事業の実施 他

### 第 2 章 本市の生涯学習の目指すところ

#### <概要> 2つの基本方針

- 「学・社・民の融合による人づくり、地域づくり」
- 「学習成果を生かす循環型生涯学習の推進」



# 学習のあるべき姿

～ゆたかな新潟を目指して～

## 第3章 施策の展開

<概要> 2つの基本方針にぶら下がる、4つの基本施策（学習支援、活動支援、ネットワーク支援、環境支援）と、重点化すべき具体的施策

### <学習支援>

市民の学習活動に直接かかわる学習支援

- 社会の変化に伴う現代的学習課題への対応（ex. 家庭教育支援、高齢者支援、情報教育 他）
- 従来と変わらず求められ続ける学習内容の提供（ex. 人権問題、地域学、自己実現にかかるもの 他）
- 事業や生涯学習の考え方を市民に周知啓発する広報や、活動で悩む人たちが新たな情報を得て連携・活性化していく働きかけ
- 常に施策の研究を進め、市民により効果的な学習内容を提供していく体制づくり など

### <活動支援>

ボランティア活動や社会活動などの市民が学習成果を生かす状況にかかわる活動支援

- 学習成果を生かす場としてのボランティアの活動場所の一層の提供・創出（ex. 生涯学習ボランティアバンク事業 他）
- 地域貢献や学んだ結果・スキルの地域還元（ex. ボランティア養成講座 他）
- これらのことを可能とする情報発信 など

### <ネットワーク支援>

学・社・民の様々な個人・機関・団体とその活動や情報をつなぐネットワーク支援

- 地域教育コーディネーターを媒介として地域と学校が連携することによって市民の活躍の場を拡大
- 公民館職員の学社民融合支援主事（担当）への指名
- 地域団体や社会福祉協議会、PTAなどとの連携
- 公民館使用団体連絡協議会の活動の促進
- 公民館・図書館・ボランティア団体の相互交流や共催事業の実施等の促進 など

### <環境支援>

学習の場を整えたり職員の配置育成などにかかわる環境支援

- 既存の公共施設を地域づくりの拠点とするための機能の充実
- 職員の専門性を高め、市民の諸活動への参加を促す環境整備 など

## 第4章 施策の推進

### <概要>

施策推進にあたって必要なこと

- 建議での具体的施策を可能な限り速やかに実施すること
- 関連施策の調査・研究を進めること
- 事業の進捗状況を管理し自己点検・自己評価を行うこと
- これらのことを社会教育委員会議の場で報告し、協議結果に従って改善を図ること
- 基本目標・基本方針について、教育委員会だけでなく他部局・機関、職員個人への浸透

## 「教科用図書の検定申請期間中における閲覧等の問題」の調査結果について

学 校 支 援 課

### 【事案発生当時新潟市の教員であった者】

- 1 調査対象者 59人（文部科学省からの情報提供による）
- 2 面談を実施した者 57人  
（当時の職位）
  - ・校長 20人                      ・教頭 1人
  - ・教諭 35人                      ・行政 1人
- 3 謝礼等の受取 37人（いずれも返金済）  
（重複あり）
  - ・謝礼 4人（いずれも返金済）
  - ・懇親会 1人（返金済）
  - ・宿泊費 22人
  - ・交通費（実費）
- 4 採択関係委員等 17人  
（内訳）
  - ・県調査員 2人
  - ・新潟市地区調査員 15人

### 5 採択結果と採択への影響

対象者本人への聞き取り、対象者以外の調査員への聞き取り、選定委員会議事録などの資料確認の結果、採択に影響を及ぼした事案は認められなかった。